第3回 麻生区岡上地区住居表示検討委員会

次 第

日 時:令和2年1月22日(水)午後4時から

場 所:岡上公会堂

議題

(1) 第2回検討委員会における検討内容の確認 【資料1】

(2) 新町界について 【資料2、資料3、資料4、資料5】

(3) その他

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当:田中、五味、萩本、平山

電話:200-2736

第2回岡上地区住居表示検討委員会摘録

日 時:令和元年12月2日(月)午後4時00分~午後5時30分

場 所:岡上公会堂

出席者:岡上地区住居表示検討委員会委員(別紙参照)

事務局:戸籍住民サービス課 渡辺課長、田中課長補佐、五味、萩本、平山

【議題(1)】第1回検討委員会における検討内容の確認

○事務局が作成した摘録の内容について確認し、町会名の訂正をした後、市ホームページ に掲載することを了承された。

【議題(2)】市街化調整区域の住居表示について

○市街化調整区域におけるアンケートの結果について岡上町内会で行ったアンケートの結果を事務局から報告し、回答率が半数を超えていることから有効なものとして了承された。

○岡上地区(全区域)の住民から寄せられた意見について

検討委員会設立についてのお知らせを配布したことで寄せられた意見について、事務局から報告した。意見はすべて電話によるもので、全4件のうち3件は住居表示実施に反対、1件は実施された場合の手続きに関するものだった。反対意見の主なものとしては、「現在の住所でわかりにくさは感じていないため不要」「住所変更の手続きが面倒で、メリットを感じない」「チラシの内容がわかりにくい」「全世帯に対してアンケートを実施すべき」というものだった。

○寄せられた意見への対応について

地区内の全住民に対し、住居表示実施の賛否を問うアンケートを取る必要があるかについて議論された。アンケートを実施するべきという委員の意見としては「今不便を感じていない人も多いと思われるため、色々な人の意見を聞くべき」といったものが挙がった。実施しなくてよいとする委員の意見としては「住居表示は個々人のメリットだけを目的として実施するものではないため、単純にアンケートを実施するだけではその趣旨が伝わらない」といったものが挙がった。

また、これまで実施した他の地区でアンケートをした事例はないのかとの質問が委員からあり、実施前にアンケートを行った事例はないことを事務局から回答した。なお、住居表示実施後にアンケートを実施した事例を、事務局からあわせて紹介した。

検討委員が町会等を通して住民の意見を検討内容に反映させていくこととし、岡上町 内会としては全住民へのアンケートは実施しないことで結論し、西町会では別途アンケ ートの実施について検討することとした。

【議題(3)】新町界を検討するにあたっての基準や考え方について

○町界案の提出について

資料3の考え方をもとに町界案を検討し、12月20日(金)までに事務局へ町会ごとに取りまとめた意見を回答することで了承した。

町会の境界が入り組んでいる部分についてどのように扱うか議論されたが、住居表示と町会の所属は無関係のため、どちらの町会に所属しているかということは考えず、道路や公共物などの恒久的な施設で町界を検討してもらうよう事務局から補足した。

【議題(4)】その他

- ○次回の検討委員会について
 - 1月22日(水)午後4時から岡上公会堂にて開催予定とすることで了承。

~検討事項~

(1) 市街化調整区域の住居表示実施の有無について

〈提案〉

住居表示の対象区域としない。

〈理由〉

- ・土地の筆の形状から、各町界を均等に区切れない。 =新しい町界が入り組み、分かりづらくなる可能性がある。 【補足説明資料】
- ・竹林部や田畑が多く、現在の環境が変わる可能性を否定できない。 =環境が変わること(竹林が伐採される、新しく道ができる等)により、住所を付番する 基礎番号が複雑になる可能性がある。
- ・市街化調整区域は戸数が少なく、住居表示が複雑ではない。 = 戸数が増える可能性が低く、住居表示が複雑になる可能性低い。
- ・市民からの意見
 - →住宅が多く並んでいるところではないので、実施する必要はないだろう。 同番の住所もなく、必要性は感じない。

(2) 川井田地区に定める新町界(案)

【資料3-1、資料3-2】

委員より提案された新町界 (案)

・町内会の境を考慮した案

〈メリット〉

・町内会の境に類似するため住民にとって馴染みやすい。

〈デメリット〉

・町界が複雑に入り組んでいる。

	h а (ヘクタール)	想定する街区数
A 地 区	10.9	2 0
B 地 区	1 4. 5	2 8
C 地 区	1 0. 6	1 4
D 地 区	9.8	1 6
E 地 区	6.3	1 2
F 地 区	3.1	7
G 地 区	1 6. 6	1 1
合 計	7 1. 8	1 0 8

【資料4】

資料3-1及び資料3-2をまとめた案

【資料5】

資料3-1及び資料3-2の提出を受けて事務局が提案する新町界(案)

・町内会の境で区切らず、直線的に区切れる道路で区切った案

〈メリット〉

・大きい道路を基本とし、境が入り組まないよう、なるべく直線で定めるため、わかりやすい町界となる。

〈デメリット〉

・町界と町内会の境を混同する恐れがある。

	h а (ヘクタール)	想定する街区数
A 地 区	10.9	2 0
B 地 区	1 4. 5	2 8
C 地 区	17.7	2 3
D 地 区	9.2	1 9
E 地 区	19.6	1 8
合 計	7 1. 8	108

岡上地区市街化調整区域における住居表示の検討について

1. 検討例

地区の幹線道路(岡上40号線・麻生11号線)沿いの<u>市街化調整区域の一部</u>の住宅街を住居表示実施の地区として検討する。



市街化調整区域内の道路を新たな町界とする場合、<u>1筆の土地が町界で分断さ</u>れないことが必要。



市街化調整区域内の道路(岡上70号線)が<u>町界で分断されてしまうため、当</u>該道路の分筆の手続きが必要になる。

2. 想定される分筆に必要な手続き

境界確定等の手続き(沿道土地所有者に協力依頼)

- ・道路(土地)を分筆するには、<u>分筆した道路のそれぞれの面積を測量して面積を明らかにする</u>必要があります。
- ・道路の正確な面積を測量するためには、道路境界(官民境界)が確定されていなければならず、境界確定手続き(道路沿いの土地所有者による立会い、承認など)に協力いただくことが必要になります。

3. 手続きに要する期間

・最短でも6か月が必要(ただし、筆の数や沿道の土地所有者の数により手続きに要する期間は変わります)。



【資料3-2】





